

医療費でお困りの方はご相談ください、
「お金がないから」と
医療をあきらめている方、
1日でも早く診療所に来てください。
いっしょに治療をはじめましょう。

共立診療所さるはしでは

無 料 ・ 低 額 診 療 事 業

を実施しています

無 料・低額診療とは……

生活困難な方に無料または低額な料金で医療を利用していただく制度です。制度利用にあたっては、必要書類を提出していただき、基準を満たしていれば適用が決まります。

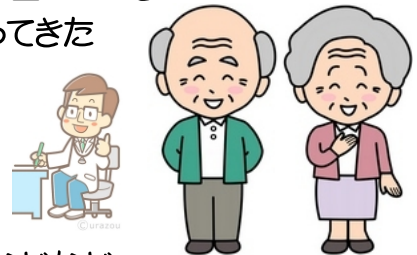
す べての人に医療を受ける権利があります

この事業は「社会福祉法」にもとづく事業です。

憲法25条が「すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と定めているように、「医療を受けることはすべての人に保障された権利」です。

このような場合にはご相談ください

- 保険証がない、短期保険証や資格証明書が発行されて困っている
- リストラ・失業などで、医療費を支払うことが困難になってきた
- 病気や障害などで収入がなく困っている
- 年金収入だけでは医療費の支払いが難しい
- 子供が就学援助金を受けている世帯
- ホームレスの方
- 近所や知り合いに受診できずに困っている人がいる などなど……



◎他の公的制度が利用できる場合は、その手続きをおすすめすることになります。

◎制度適用とならない場合でも、生活相談に応じます。



医療法人郡内共立福祉医療会

〒409-0617
大月市猿橋町殿上587番地1

◆無料・低額診療の基準

●無料診療

無保険者、ホームレス、外国人労働者、DV被害者、住所不安定就労者、人身取引被害者等が対象。健康保険への加入または生活保護開始までの期間、医療費の全額を免除します。有効期限は**原則1か月、最大3か月**です。

●低額診療

①医療費一部負担金の**全額**免除⇒1か月の収入が生活保護基準の**120%以下**

②医療費一部負担金の**半額**免除⇒1か月の収入が生活保護基準の**140%以下**

有効期間は**原則6か月以内**です。

低額診療適用の1ヶ月収入モデル例(大月市の場合)

※家賃は36,900円で計算

家族構成	生活保護基準 120%	生活保護基準 140%
70 歳以上、単身世帯、借家	約109,000円	約127,000円
60 歳・30 歳 2人世帯 持ち家	約122,000円	約143,000円
42 歳・13 歳・10 歳 3人世帯 借家	約223,000円	約260,000円

注) お住まいの地域、世帯構成人数、年齢、生活状況により基準が異なります。
上記は目安ですので詳しくはご相談下さい。

◆無料・低額診療が決るまで

1. 受付

受付でお申し出いただくか、相談担当者までご連絡ください。

2. 相談

相談担当者がお話を聞きます。プライバシーは厳守します。

3. 審査

所得状況を証明できる書類を提出していただき、審査します。

4. 適用

基準を満たせば、一定期間、医療費自己負担分を免除又は減額します。

5. その後

無料・低額診療事業は生活が安定するまでの一定期間の措置です。あくまで期限が区切られた措置であることをご了承下さい。公的な制度や社会資源の活用、生活改善の方向を見つけて、ご一緒に治療をすすめていきましょう。



まずは共立診療所さるはしにご相談下さい。

電話でも受け付けています

0554-20-1311